

元女性国税専門官からのひとこと～おふたりさまの相続～

「おふたりさま」とは

「おふたりさま」とは、いわゆる「子どものいないご夫婦」を意味します。子どもがおらず家族がご夫婦2人なので「おふたりさま」です。このおふたりさまが増えています。国立社会保障・人口問題研究所が行った「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和3年6月）によると、結婚してから5年～9年経過した時点で子どもがいない夫婦の割合は、1977年では4.2%だったのに対して2021年には12.3%となって増えているそうです。

「おふたりさま」の相続

夫婦二人で子供がいなければ、どちらが先に亡くなっても、お互いの財産を相続すればいいと考えていると、残された配偶者だけでは相続手続きができない可能性もあります。下の表は、子供がいない夫婦の法定相続人と法定相続分の説明です。

法定相続人	配偶者の相続分	親の相続分	兄弟姉妹の相続分
親がいる場合	2/3	1/3	なし
親が亡くなり兄弟姉妹がいる場合	3/4	—	1/4

親が亡くなっても祖父母が生きている場合は、祖父母が相続人になります。親も祖父母もいなくて兄弟姉妹が亡くなっている場合は、甥姪が相続人になります。甥姪が亡くなっている場合は、その子供は相続人になりません。

相続トラブルは遺言書で防ぐ

子供のない夫婦で夫名義の不動産（自宅）と預貯金があり、夫に兄弟姉妹がいた事例を考えてみましょう。夫が遺言書を残さず亡くなった場合、相続人は妻と兄弟姉妹になります。妻は夫の兄弟姉妹の同意がなければ預貯金の解約や不動産の相続登記もできなくなることもあり得ます。

そのような事態を防ぐためには、遺言書の作成が必要です。夫婦それぞれが、配偶者に全財産を相続させる内容を遺言書で残せば、将来どちらが先に亡くなっても、兄弟姉妹の関与を受けずに相続手続きを行えます。

配偶者に全財産を相続させるという遺言書があっても、親や祖父母には遺留分が法定相続分の半分（1/6）あります。しかし、兄弟姉妹や甥姪には遺留分はありません。

遺言書の作成をするときは、どちらかが先に亡くなったときだけではなく、二人とも亡くなったときのこと考えることが必要です。いずれかどちらかが「おひとりさま」になるのですから。「おひとりさま」の相続は、また別の機会にお話ししましょう。